

## 五島市監査委員公表第4号

平成18年度の財政援助団体監査報告に係る措置状況について、五島市長から通知があったのでその写しを、別紙のとおり公表する。

平成19年5月7日

五島市監査委員 高 木 長 幸

五島市監査委員 熊 川 長 吉

五島市監査委員 高木長幸様

五島市監査委員 熊川長吉様

五島市長 中尾郁子

平成18年度財政援助団体監査の結果に基づく措置について（通知）

平成19年3月26日付け18五監第410号による財政援助団体監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

1 監査の対象 五島市老人クラブ連合会

2 指摘事項及び講じた措置

(1) 「第6監査の結果」指摘事項に対して講じた措置

ア 指摘事項

支部の経理で、個人が負担する会費収入と補助金等を相殺し、市からの補助金が少なく計上されたり、本部へ納付した会費収入と支部が実際徴収した会費収入の精算を補助金の精算と合わせて行っているケースが見受けられた。

統一した事務処理をすべきであり、補助金の経理が明確となるように会費についても収入支出に計上し、経理すべきである。

イ 講じた措置

指摘のとおり、経理の明確化について、会費・その他補助金を予算書に計上するよう指導しました。指導に伴い、老人クラブ連合会本部及び各支部の事務局による改善対策会議を行い、19年度より連合会本部・支部で統一した科目・帳簿を使用し、経理が明確となる事務処理が行えるよう改善いたしました。

ア 指摘事項

領収書は保管されているが、商品代等としか書かれておらず、内容が不明なものが一部見受けられた。内容が分かるように請求書も保管する等改善されたい。

イ 講じた措置

指摘のとおり、内容を明確にした領収書・請求書を保管するよう指導しました。今後は関係書類等の整理保存について適正に処理するよう改善いたします。

ア 指摘事項

補助申請時の収支予算書の収入と支出が同額でない事業が見受けられた。予算書は、収入支出同額で作成すべきである。

イ 講じた措置

老人クラブ活動助成金、県ねんりんピック参加費補助金、リーダー研修会開催費補助金、老人福祉大会開催費補助金について指摘事項が確認され、予算書の適正な作成について指導しました。今後は予算編成時に確認し、再度指導いたします。

ア 指摘事項

収支予算書で計算の合わない部分が見受けられた。

イ 講じた措置

老人クラブ活動助成金、県ねんりんピック参加費補助金について指摘事項が確認され、予算書の適正な作成について指導しました。今後は予算編成時に確認し、再度指導いたします。

ア 指摘事項

事業の履行確認を収支決算書のみで行っている事業が見受けられる。収支決算書は、支出証拠書類（領収書等）と確認すべきであり、精査すべき。

イ 講じた措置

指摘のとおり、各事業の履行確認は、収支決算書と支出証拠書類等との照合を行うことを所管課において指導及び確認いたしました。今後は十分精査し適切な事務処理に努めます。

ア 指摘事項

所管課は補助金等交付団体への適切な指導監督を行うよう望みます。また、五島市補助金等交付規則第3条により、「補助金等の名称、目的及び率又は額並びに補助事業等の内容は別に定める」と規定されているが、今回の監査では、補助の基準が明文化されていない事業が見受けられた。

補助金の交付目的、額、基準等を要綱等で定めることは、市民に対して行政の透明性を示す上でも必要と思料されるので、早急に整備されたい。

イ 講じた措置

五島市補助金等交付規則第3条により、「補助金等の名称、目的及び率又は額並びに補助事業等の内容は別に定める」と規定されていることについて、老人クラブ補助金交付要綱（仮称）を早急に整備（現在着手）することとし、補助金の交付目的、額、基準等を再確認し補助金の適正な交付に万全を期すよう改善するとともに、補助金交付に係る関係書類を含め、事務処理全般にわたり定期的に指導監督を行っていくこととします。

(2) 個別指摘事項に対して講じた措置

① 五島市老人クラブ活動助成金

ア 指摘事項

予算書の積算の基礎が長寿対策課へ提出した交付申請書の予算書と符合しない。同一のものを保管すべきである。

イ 講じた措置

予算書について案の段階のものが添付されており、確認不足でありました。本件指摘の予算書について適正に是正処理するよう指示し、今後は瑕疵がないよう指導しました。

② 五島市老人クラブ連合会活動費助成金

ア 指摘事項

支部において、平成18年度に属するべき経費が平成17年度決算として処理されている。会計年度については、五島市老人クラブ連合会会則のとおり処理すべきであり、今後は改善すべき。

イ 講じた措置

適正な会計年度について、連合会本部・支部で統一した科目・帳簿を使用し、五島市老人クラブ連合会会則のとおり適正に是正処理することとし、今後瑕疵のないよう指導しました。

③ 老人クラブ研修費助成金

ア 指摘事項

支部において、平成16年度に属するべき経費が平成17年度決算として処理されている。会計年度については、五島市老人クラブ連合会会則のとおり処理すべきであり、今後は改善すべき。

イ 講じた措置

適正な会計年度について、連合会本部・支部で統一した科目・帳簿を使用し、五島市老人クラブ連合会会則のとおり適正に是正処理することとし、今後瑕疵のないよう指導しました。

④ 長崎県ねんりんピック2005参加費補助金

ア 指摘事項

予算書の積算の基礎が長寿対策課へ提出した交付申請書の予算書と符合しない。同一のものを保管すべきである。

嬉野町大会等誘致対策費補助金として62,500円交付されているが決算書に計上されていない。補助金の性質上決算書に計上されるべきであると思料され不適切といえる。

当該事業に係る収入として見込まれるものは、補助金交付申請時から予算書に計上すべきである。

決算書では、宿泊費について、1人1泊8,000円で計上されているが、7,000円を宿

泊費として支給された人がいる。実績は、正確に報告すべきである。

事業確定により、138,242 円市へ返納しているが、嬉野町補助金等を決算に含めると 9,745 円の余剰が生じている。

余剰分を連合会が保管していることは不適切といえるので、事業内容を精査し、返納すべき。

イ 講じた措置

予算書について案の段階のものが添付されており、確認不足でありました。本件指摘の予算書について適正に是正処理するよう指示し、大会等誘致補助金の予算書及び決算書への計上、並びに宿泊費等の正確な事務処理を行うよう指導しました。今後は所管課としても細部まで確認し、随時指導いたします。

内容を精査した結果、大会等誘致補助金を決算に含めた 9,745 円の余剰分については、平成 19 年 4 月 18 日に返還いたしました。

⑤ 老人クラブ親善ゲートボール大会開催費補助金

ア 指摘事項

補助の目的が大会参加のための交通費を補助することになっているが、支部によっては大会参加料などが含まれているので、取扱を統一されたい。

三井楽支部において領収書の内訳と収支決算書の内訳が異なっているため、適正な取扱で内容を記載すべき。

イ 講じた措置

連合会本部・支部で統一した科目・帳簿を使用し、取り扱いを統一するよう確認指導しました。

また、領収書内訳(4,800 円×5 台)と収支決算書の内訳(2,000 円×12 名)が異なっていたことに対しては、収支決算書の内訳が正であり、その内訳内容を領収書枠外へ記載し是正処理いたしました。

⑥ 老人クラブリーダー研修会開催費補助金

ア 指摘事項

長崎県老人クラブ連合会補助金として 31,700 円交付されているが決算書に計上されていない。補助金の性質上決算書に計上されるべきであると思料され、不適切といえる。

また、決算書の旅費で、奈留支部は 17 名参加となっているが、実際は 16 名の参加で、1 名分は老人クラブ連合会本部へ返納されている。

1 名分 2,520 円と補助金交付分 31,700 円については返納すべき。

イ 講じた措置

指摘のとおり長崎県老人クラブ連合会補助金交付分 31,700 円は決算書に計上すべきであり、また、奈留分旅費 2,520 円についても不適切でしたので、内容を確認し、返還するよう指導いたしました。

なお、計 34,220 円については平成 19 年 4 月 18 日に返還いたしました。

⑦ 老人クラブ環境整備事業費補助金

ア 指摘事項

340,000 円の返納は活動内容が自主活動と重複していたためということなので、事業計画の段階で精査されたい。

イ 講じた措置

指摘のとおり活動内容が自主活動と重複しており、事業計画の段階で精査するよう所管課において指導及び確認しました。今後は事業計画段階で十分に審査するなど適切な事務処理に努めます。

⑧ 老人クラブ健康づくり事業費補助金

ア 指摘事項

岐宿支部において、請求額の一部を別会計から支出し、その分の領収書を別に徴しているにも関わらず、全額が記載された領収書を添付している。決算は別会計で支出した額を差し引いた金額で処理している。適正に処理されたい。

富江支部において、対象外経費を支出しているため返納額に不足を生じているので適正に処理されたい。

イ 講じた措置

岐宿支部の会計処理について、指摘のとおりであり、連合会本部・支部で統一した科目・帳簿を使用し、領収書等の取扱については万全を期すよう指導いたしました。

また、富江支部において対象外経費である参加費を支出しており、返納額に不足を生じたため、対象外経費であった参加費を参加者より徴収し、適正に処理いたしました。

今後、連合会本部・支部で統一した科目・帳簿を使用し、対象経費の適切な確認を行うよう指導しました。

⑨ 長崎県老人福祉大会参加事業費補助金

ア 指摘事項

決算書において、奈留島からの参加者数 3 名に対し、島内交通費が 4 名分計上されている等積算の根拠が符合しない点が見受けられた。

また、旅費支出調書（領収書）において、定期便に間に合わなかったため、海上タクシーの借上代を支給しているが、船賃が精算されていない。

決算書の支出額と旅費支出調書額は符合しているため、未清算の復路の船賃 2,870 円は返納すべき。

イ 講じた措置

老人福祉大会参加に伴う旅費について、精算根拠が符合しなかった点については、決算書とその積算根拠の確認を正確に行うよう所管課において、指導及び確認いたしました。

船賃の精算について精査した結果、指摘のとおりであり奈留分 710 円×3 名=2,130 円と椀島分 740 円×1 名=740 円合計 2,870 円を平成 19 年 4 月 18 日に返還いたしました。

⑩ 五島市老人福祉大会開催費補助金

ア 指摘事項

長崎県老人クラブ連合会補助金として 10,000 円交付されているが決算書に計上されていない。補助金の性質上決算書に計上されるべきであると思料され、不適切といえる。

補助金交付分 10,000 円については返納すべき。

イ 講じた措置

指摘のとおり長崎県老人クラブ連合会補助金交付分 10,000 円は決算書に計上すべきであり、今後、決算書へ計上するよう指導いたしました。なお、10,000 円につきましては平成 19 年 4 月 18 日に返還いたしました。